

[illegible]

※ 裏面に記入上の注意事項がありますので、ご一読のうえ記入してください。

〈意見書作成にあたってのお願い〉

ご記入の際には、下記の内容についてご記載くださいますようお願いいたします。

1. 義眼について

レディメイドとオーダーメイドに区分されます。

2. 眼鏡について

眼鏡（遮光用）の支給対象者は、

- (1) 羞明を来しており、羞明の軽減に眼鏡（遮光用）の装用より優先される治療法がない場合で、
- (2) 装用効果として、以下のいずれかが認められる場合となります。

- ・まぶしさや白んだ感じが軽減する。
- ・文字や物などが見やすくなる。
- ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する。
- ・暗転時に眼鏡（遮光用）をはずすと暗順応が早くなる。